

有料職業紹介事業（人材紹介・紹介予定派遣／転職支援サービス）に関する明示事項

職業安定法第32条の13及び則第24条の5の規定に基づき、取扱職種の範囲等を次のとおり明示します。

求人・求職の皆さまへ

取扱職種の範囲等の明示

エクレンシア株式会社

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

- 当社の取扱職種の範囲は、全職業（港湾運送業務、建設業務を除く）です。
- 当社の取扱地域の範囲は国内全域です。

手数料に関する事項

人材紹介・紹介予定派遣／転職支援サービスの手数料

- 求職の皆さまからは一切費用を頂きません。
- 求人の皆さまの求人受付の際は、一切申し受けません。
- 就職が決定しましたら、求人の方へ、紹介手数料として、当該求職者の年間賃金の35%を限度とする額を申し受けます。

返戻金制度に関する事項

当社は、求人の方から徴収した紹介料の返戻金制度を設けております。

採用決定者が、本人の責に帰する事由により3ヶ月以内に退職した場合は、当社はその期間に応じて以下の割合で、支払われた報酬を返還するものとします。

1ヶ月以内 75%、2ヶ月以内 50%、3ヶ月以内 25%

なお、採用決定者の事由に起因する退職、採用決定者の都合による解雇もしくは本人の死亡等、不測の事態による退職の場合、上記の報酬返還は適用されません。

求職者・求人者の情報に関する事項

求職者・求人者の情報は職業紹介事業に係るものに限り、制限を設けます。

個人情報の取扱に関する事項

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理することとし、その結果については申出者に通知します。

各種取扱者、責任者

- 求人者情報・個人情報の取扱者、並びに苦情処理の責任者は下記のとおりです。

職業紹介責任者 小田 俊介

- その他、業務についてご不明な点は、担当にお尋ねください。